

第178回 定時株主総会 招集ご通知

2024年4月1日

2025年3月31日

開催
日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時 受付開始：午前9時

開催
場所

東京都足立区千住緑町一丁目1番1号
当社本店1階ホール

決議
事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 補欠取締役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 社外取締役の報酬額改定の件
第7号議案 退任取締役及び退任監査役
に対し退職慰労金贈呈の件

証券コード 7932

2025年6月9日

(電子提供措置の開始日 2025年6月2日)

株 主 各 位

東京都足立区千住緑町一丁目1番1号

株式会社 **ニッピ**

代表取締役社長 伊 藤 裕 子

第178回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第178回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の次のウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.nippi-inc.co.jp/ir/library/shareholders_meeting.html



また、この他に、インターネット上の次のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※ウェブサイトアクセスして、銘柄名「ニッピ」又はコード「7932」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら**電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」（3～4頁）に従いまして、2025年6月25日（水曜日）午後5時20分までにインターネット等又は書面（郵送）により事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都足立区千住緑町一丁目1番1号 当社本店1階ホール

3. 会議の目的事項

- 報告事項** 1.第178期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第178期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 補欠取締役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 社外取締役の報酬額改定の件
第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は法令及び当社定款の定めにより、次に掲げる事項を除いております。
- ①連結計算書類の「連結注記表」
②計算書類の「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎お土産の配布は、行っておりません。

最新の情報は、当社ウェブサイト（<https://www.nippi-inc.co.jp/>）をご確認ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、次の3つの方法がございます。

インターネット又は書面（郵送）により議決権をご行使される場合

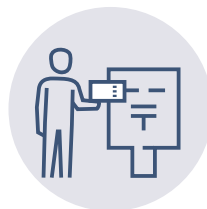


**インターネットにより
議決権をご行使される場合**

行使期限

**2025年6月25日（水曜日）
午後5時20分まで**

次頁の「インターネットによる議決権行使のご利用上の
注意点」をご参照の上、行使期限までに賛否をご
入力いただき、ご送信ください。



**書面（郵送）により
議決権をご行使される場合**

行使期限

**2025年6月25日（水曜日）
午後5時20分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
行使期限までに到着するようご返送ください。郵送
の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない
場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱
わせていただきます。

株主総会にご出席される場合



開催日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催場所

**東京都足立区千住緑町一丁目1番1号
当社本店1階ホール**

インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

1

「スマート行使」(スマートフォン用議決権行使ウェブサイト)による方法

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。



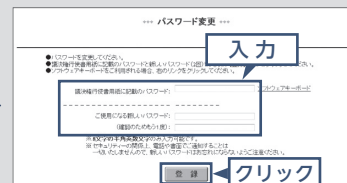
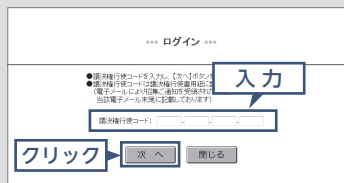
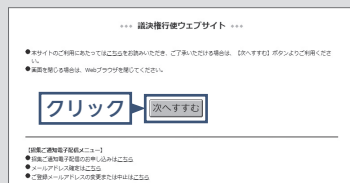
2

議決権行使コード・パスワード入力による方法 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。QRコードを読み取れるアプリケーション(又は機能)の導入が必要です。



- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。今回の総会のみ有効です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

！ ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記②に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行証券代行部(以下)までお問い合わせください。

■ 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
☎ 0120-768-524 (年末年始 9:00~21:00) を除く

■ 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

☎ 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、配当の原資となるべく、新製品の研究、開発、事業基盤強化のための設備増強など、収益力の向上と内部留保の充実に努め、企業体質の強化を図りながら、安定的な配当を継続させることを基本方針としております。

また、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、2026年3月期を初年度とし、2028年3月期を最終年度とする新中期経営計画では、株主還元強化による自己資本のコントロールを目的として、連結配当性向については70%とすることといたしております。この配当方針は2025年3月期の配当から適用し、2028年3月期までの4期間継続することを公表しております。

当期の剰余金の処分につきましては、上記の方針に基づき、次のとおりとさせていただきます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき600円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、1,725,434,400円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月27日といたしたいと存じます。

(ご参考) 配当金と配当性向の推移

区 分	第175期 2022年3月期	第176期 2023年3月期	第177期 2024年3月期	(当期) 第178期 2025年3月期
1株当たり年間配当金 (円)	60	80	220	600
連 結 配 当 性 向 (%)	15.1	19.7	24.8	70.2

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築することを目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>1年</u> 以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	(削 除)

第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となります。つきましては、今後の経営体制の効率化のために1名減員して、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	伊藤裕子 再任	代表取締役社長
2	井上善之 再任	取締役、経理部長、 皮革事業部・財務部門・関係会社担当
3	深澤幸洋 再任	取締役、コラーゲン・ケーシング営業部長、 コラーゲン事業部担当
4	野村聡 再任	取締役 バイオ・ケミカル事業部・バイオマトリックス研究所担当
5	宮脇幹太 再任	取締役、経営企画室長、 知財総括管理責任者、総務部・労務人事部担当、 バイオマトリックス研究所担当取締役補佐
6	児玉憲明 新任	執行役員、富士宮工場長
7	東海林崇 新任 社外 独立	

候補者番号	1	伊 藤 裕 子	再任	生年月日	1969年8月19日生
				所有する当社株式の数	622 株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況					
2004 年 9 月 当社入社		2021 年 6 月 当社取締役			
2014 年 10 月 大倉フーズ株式会社取締役		2021 年 6 月 当社経営企画室長			
2015 年 7 月 当社執行役員		2021 年 6 月 当社化粧品・健康食品事業部、 関係会社、知財担当			
2017 年 6 月 株式会社ニッピコラーゲン化粧品取締役（現在）		2021 年 6 月 株式会社ニッピコラーゲン化粧品代表取締役社長			
2019 年 6 月 同社常務取締役		2023 年 4 月 当社代表取締役社長（現在）			
2019 年 7 月 当社経営企画室プロジェクトリーダー		2023 年 6 月 一般財団法人日本皮革研究所理事長（現在）			
2021 年 5 月 株式会社マトリクスーム取締役					
取締役候補者 とした理由		伊藤裕子氏は、入社以来、営業部門・管理企画部門に従事し、執行役員として経営企画部門及び子会社役員を務めたのち、当社取締役を経て2023年4月から代表取締役社長を務めております。当社業務全般に精通し、MBA就学を経て、当社グループの経営に大きく寄与していることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	2		井上善之	再任	生年月日	1962年5月8日生
					所有する当社株式の数	1,210 株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況						
1986 年 4 月 当社入社			2020 年 6 月 当社皮革事業部担当（現在）			
2013 年 9 月 当社経理部長（現在）			2021 年 8 月 日皮（上海）貿易有限公司董事長（現在）			
2019 年 6 月 当社経営企画室長			2023 年 4 月 当社関係会社担当（現在）			
2019 年 6 月 当社取締役（現在）			2023 年 6 月 株式会社ニッピ・フジタ代表取締役社長（現在）			
2019 年 6 月 当社財務部門担当（現在）						
取締役候補者 とした理由	井上善之氏は、当社の経理部門に長年にわたり携わり、当社グループの経理・財務及び経営管理に関する豊富な経験と知見を有しており、今後も当社グループの財務体質の強化への貢献が期待されるため、引き続き取締役候補者いたしました。					

候補者番号

3

ふ か さ わ ゆ き ひ ろ
深 澤 幸 洋

再任

生年月日

1961年4月22日生

所有する当社株式の数

800 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月当社入社	2019年6月同社コラーゲン・ケーシング製造統括長
1985年4月ニッピコラーゲン工業株式会社へ出向	2019年7月当社執行役員
2013年7月同社富士宮工場工場長代理	2021年6月当社取締役（現在）
2014年6月同社取締役	2023年7月当社コラーゲン事業部担当（現在）
2014年7月同社芝川工場長	2024年9月当社コラーゲン・ケーシング営業部長（現在）

取締役候補者
とした理由

深澤幸洋氏は、入社以来、コラーゲン・ケーシング事業における製造部門に従事し、執行役員として芝川工場長を務めるなど、製造分野、技術分野に関する豊富な経験・知見を有しております。今後も当該事業を含め、当社グループの拡大発展に寄与するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

の む ら あ き ら
野 村 聡

再任

生年月日

1962年5月19日生

所有する当社株式の数

943 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月当社入社	2019年7月当社執行役員
1985年4月ニッピコラーゲン工業株式会社へ出向	2021年7月当社上席執行役員
2014年1月当社コラーゲン事業部品質保証室長	2023年6月当社取締役（現在）
2019年6月当社バイオ・ケミカル営業部長	2023年6月当社バイオ・ケミカル事業部担当（現在）
2019年6月当社バイオ・ケミカル製造部長	2023年7月当社バイオマトリックス研究所担当（現在）

取締役候補者
とした理由

野村聡氏は、入社以来、長年にわたり製造部門及び顧客サポート部門に従事し、2019年7月からは執行役員としてバイオ・ケミカル営業部長及び同製造部長を務め、技術分野・営業分野・顧客サポート及び海外営業活動に関する豊富な経験と深い知見を有しております。これまで培ってこられた経験、知見は当社グループの発展に資するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号	5	宮 脇 幹 太	再任	生年月日	1964年 5月30日生
				所有する当社株式の数	0 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988 年 4 月 大倉商事株式会社入社	2023 年 4 月 当社経営企画室長（現在）
2000 年 11 月 長瀬産業株式会社入社	2023 年 6 月 当社取締役（現在）
2018 年 9 月 当社入社	2023 年 6 月 当社総務部・労務人事部担当（現在）
2021 年 6 月 当社労務人事部長	2023 年 6 月 当社知財総括管理責任者（現在）
2021 年 7 月 当社執行役員	2024 年 2 月 当社バイオマトリックス研究所担当取締役補佐（現在）

取締役候補者
とした理由

宮脇幹太氏は、同氏の経歴を通じて財務、経理、人事、経営企画等の業務に携わり、同業務の豊富な知見を有しており、労務人事部長、執行役員を経て2023年6月より取締役として、総務部門・労務人事部門、知財関連の担当を務めております。これらの経験と知見は当社グループの企業価値の向上とコーポレート・ガバナンス体制強化への貢献が期待されるため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号	6	児 玉 憲 明	新任	生年月日	1965年 3月25日生
				所有する当社株式の数	0 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997 年 9 月 当社入社	2017 年 6 月 同社（現当社）富士宮工場長（現在）
1999 年 1 月 ニッピコラーゲン工業株式会社へ出向	2021 年 7 月 当社執行役員（現在）
2016 年 4 月 同社（現当社）事務部長（現在）	

取締役候補者
とした理由

児玉憲明氏は、入社以来、コラーゲン・ケーシング事業における営業部門及び製造管理部門に従事し、2017年6月からは富士宮工場長として、また2021年7月からは執行役員を兼務しております。製造部門及び管理部門に関する豊富な経験と知見を有しており、今後も当該事業を含む当社グループ全体の事業推進に大いに寄与するものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

7

し ょ う じ たかし
東 海 林 崇

新任

社外

独立

生年月日

1958年9月26日生

所有する当社株式の数

0 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 国際電信電話株式会社（KDD）入社	2018年6月 同社取締役執行役員専務
2010年10月 KDDI株式会社執行役員	2020年6月 同社代表取締役執行役員副社長
2014年4月 同社執行役員常務	2022年6月 株式会社KDDIエボルバ代表取締役会長
2016年6月 同社取締役執行役員常務	2023年9月 アルティウスリンク株式会社取締役会長

社外取締役候補者
とした理由及び
期待される役割

東海林崇氏は、通信会社において長年に渡って取締役及び代表取締役を務められるなど、グローバルな視点を持った経営者としての幅広い見識を有しております。これらの豊富な知識と経験は、当社の経営の監督のみならず、当社の経営全般に助言をいただくことにより、コーポレートガバナンス強化に寄与していただくことが期待されるため、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、東海林崇氏は社外取締役候補者であります。
3. 東海林崇氏は、社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行う予定であります。
4. 東海林崇氏が社外取締役に就任した場合、当社と同氏の間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる訴訟費用・損害賠償金等にかかる経済的損害を当該保険契約により補填することとしております。各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

<取締役のスキル・マトリックス>

各取締役候補者が取締役に選任された場合における当社取締役のスキル一覧は、下表のとおりです。

地位	氏 名	性別	管掌分野	取締役が有している主要な専門性と経験					
				企業 経営	生産技術 研究開発	マーケ ティン グ 営業	財務 ファイ ナンス	法務 コンプラ ガバナンス	海外
代表 取締役 社長	伊 藤 裕 子	女		○		○		○	○
取締役	井 上 善 之	男	経理部長、 皮革事業部・財務部門・関係会社担当	○			○	○	
取締役	深 澤 幸 洋	男	コラーゲン・ケーシング営業部長、 コラーゲン事業部担当、 知財総括管理責任者		○	○			
取締役	野 村 聡	男	ゼラチン事業部・ バイオ・ケミカル事業部・ バイオマトリックス研究所担当		○	○			○
取締役	宮 脇 幹 太	男	経営企画室長、 労務人事部担当補佐				○	○	○
取締役	児 玉 憲 明	男	総務部・労務人事部担当		○		○	○	
社外 取締役	東 海 林 崇	男		○		○		○	○

なお、上記の一覧表は各氏の経験などをふまえ、より専門的な知見を有する分野を示しており、有する全ての知見を表すものではありません。

また、当社の継続的な企業価値向上の実現に必要と考える取締役のスキル項目の定義は次のとおりです。

企業経営	会社を取り巻く外部環境の変化に対応し、持続的な企業価値の向上を図るために、全社戦略を策定し、実行を監督するスキル
生産技術、研究開発	原料調達や生産技術、品質管理など製造全般の最適化を行い、製造生産性を向上するスキル。新製品やサービスの創出に結びつけるために、知的財産も活用しながら中長期的な研究開発戦略を立案、実行するスキル
マーケティング、営業	顧客ニーズを的確に捉え、自社のリソースと競合の状況を踏まえて、持続的な業績向上のために最適な事業戦略を立案し、実行するスキル
財務、ファイナンス	財務・会計・税務に関する専門的な知識と経験を持ち、企業価値向上に向けて財務戦略を立案、実行するスキル
法務、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス	企業のあらゆる分野における法的リスクを管理し、内部統制やコンプライアンス体制の整備、取締役会や経営各会議体の運営と機能強化を行うスキル
海外	海外において、法令をはじめとする各国特有の諸事情を理解しながら、事業の成長戦略を立案、実行するスキル

第 4 号議案 補欠取締役 1 名選任の件

取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠取締役 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者の選任の効力は、就任前に限り、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

お か も と ひ で お 岡 本 英 男		生年月日	1951年 2 月 2 日生
		所有する当社株式の数	0 株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況			
1983 年 4 月 東北学院大学経済学部専任講師		1997 年 4 月 東京経済大学経済学部教授	
1984 年 4 月 東北学院大学経済学部助教授		2014 年 4 月 東京経済大学経済学部長	
1991 年 4 月 東北学院大学経済学部教授		2018 年 4 月 東京経済大学学長（現在）	
補欠社外取締役候補者とした理由及び期待される役割		岡本英男氏は、長く教育研究の場に携わり、財政学を専攻してまいりました。2018年より東京経済大学学長に就任しております。経済学の専門的見地から、当社社外取締役として客観的な視点で独立性をもって経営へ参画していただき、当社経営の妥当性や適正の判断をいただけるものと期待しております。過去に会社経営の経験はありませんが、これまで培ってこられた高い見識と大学組織マネジメントの経験等を当社の経営に活かしていただけるものと考え、補欠社外取締役として選任をお願いするものです。	

- (注) 1. 岡本英男氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 岡本英男氏は、補欠社外取締役候補者であります。なお、同氏が社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行う予定であります。
3. 岡本英男氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第 1 項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる訴訟費用・損害賠償金等にかかる経済的損害を当該保険契約により補填することとしております。岡本英男氏が取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふじ い てつ や 藤 井 哲 哉		生年月日	1952年1月28日生
		所有する当社株式の数	1,600 株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況			
1976年4月 東京ガス株式会社入社		2014年7月 東京ガスライフバル南多摩株式会社監査役	
2004年4月 同社監査部長		2015年7月 東京ガスリックリビング株式会社監査役	
2011年10月 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構監事		2016年7月 東京ガスエスネット株式会社監査役	
2014年7月 東京ガスライフバルE-DO株式会社監査役		2017年7月 東京ガスエネワーク株式会社監査役	
2014年7月 東京ガスライフバル多摩中央株式会社監査役		2017年7月 東京ガスプラスホールディング株式会社監査役	
補欠社外監査役候補者とした理由		藤井哲哉氏は、監査業務の豊富な実務経験に基づく高い見識を有しており、当社経営の妥当性・適正性を確保する役割を果たしていただけると判断し、補欠監査役として選任をお願いするものです。	

- (注) 1. 藤井哲哉氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 藤井哲哉氏は、補欠社外監査役候補者であります。なお、同氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行う予定であります。
3. 藤井哲哉氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる訴訟費用・損害賠償金等にかかる経済的損害を当該保険契約により補填することとしております。藤井哲哉氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第6号議案 社外取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2007年6月28日開催の第160回定時株主総会において年額2億5千万円以内（うち社外取締役分は1千万円以内）とご承認いただき今日に至っております。

今般、コーポレートガバナンスの強化などの諸般の事情を考慮いたしまして、社外取締役の複数人選任など社外取締役を取り巻く環境の変化に備えて対応できるよう、取締役の報酬総額（年額2億5千万円以内）は変更せずに、社外取締役分の報酬額のみを年額3千万円以内（社外取締役2名以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、その内容は相当であると判断しております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告「3. 会社役員に関する事項（4）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりです。本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておりません。

第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役伊藤隆男氏、佐野武彦氏及び村上勝彦氏並びに監査役伊藤政人氏は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社役員退職慰労金に関する内規に基づき、退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役伊藤隆男氏、佐野武彦氏及び村上勝彦氏については取締役会に、監査役伊藤政人氏については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案の株主総会への付議は、役員退職慰労金に関する内規に沿って取締役会で決定しており相当であると判断しております。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
伊 藤 隆 男 い とう たか お	1999年6月 当社取締役 2001年6月 当社常務取締役 2003年6月 当社代表取締役社長 2019年4月 当社代表取締役会長（現在）
佐 野 武 彦 さ の たけ ひこ	2023年6月 当社取締役（現在）
村 上 勝 彦 むら かみ かつ ひこ	2013年6月 当社取締役（現在）
伊 藤 政 人 い とう まさ と	2021年6月 当社監査役（現在）

以 上

事業報告

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、引き続き、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大などを背景に緩やかな回復基調で推移しました。一方、長期化する地政学的リスク、金融・資本市場の大幅な変動、継続する物価上昇圧力、労働力不足の深刻化など、国内外の景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経営環境の下で当社グループは、中期経営計画（2024年3月期－2026年3月期）で策定した基本方針である「成長と健全性の両立」、「収益基盤の改革」及び「人材育成の推進」に基づいて諸施策を講じてまいりました。当連結会計年度は、円安の進行と長期化の影響、燃料及び人件費等のコストアップなどにより収益は大幅に減少することを見込んでおりましたが、製造部門における生産性向上やゼラチン原料価格の低減傾向、食品その他事業の伸長もあり、営業利益は微増、経常利益は前期比3.4%減で着地しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、49,141百万円（前期比0.2%増）、営業利益は、3,627百万円（同0.4%増）、経常利益は、3,615百万円（同3.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、2,457百万円（同3.6%減）となりました。

(2) 部門別の営業状況

① コラーゲン・ケーシング事業

国内販売は、着色ケーシングが順調に推移したものの、フランクサイズが行楽シーズンの天候不順によるイベント中止などにより苦戦しました。また、原料価格高騰に対応したハム・ソーセージメーカーにおける価格改定により小売販売量が縮小したこともあり売上は減少しました。一方、輸出販売は、北米向けが順調に推移した結果、増収となりました。利益面では、原料の値上がりや人件費の上昇はあったものの、歩留まり向上や輸出為替などにより増益となりました。

この結果、コラーゲン・ケーシング事業の売上高は、9,328百万円（前期比1.8%減）、営業利益は、1,165百万円（同20.2%増）となりました。

② ゼラチン関連事業

ゼラチン部門は、惣菜用途が好調に推移したものの、グミキャンディ用途、健康食品向けカプセル用途は競争激化により苦戦しました。ペプチド部門の国内販売は、価格競争激化と昨年3月に発生した健康食品サプリメントによる健康被害問題の影響を受けて減少

しました。海外販売も中国製安価品の攻勢や処理水問題などの影響を受けて減収となりました。利益面では、円安の進行とその長期化に伴う仕入価格の上昇により収益性が低下したものの、下期には原料価格の上昇が落ち着いたことにより前期並みで着地しました。

この結果、ゼラチン関連事業の売上高は、13,242百万円（前期比4.9%減）、営業利益は、1,589百万円（同0.5%減）となりました。

③ 化粧品関連事業

化粧品の販売は、競争の激化により苦戦したものの、2024年10月に「ラミニン」を配合した独自性の高い新商品を発売するなど、新たな顧客層の開拓に注力しました。健康食品の販売は、健康食品サプリメントの健康被害報道の影響が一部見られましたが、「ニッピコラーゲン100」の販売が引き続き伸長した結果増収となりました。利益面では、物価上昇に伴うコストアップの影響もあり足踏み状態で推移しました。

この結果、化粧品関連事業の売上高は、7,704百万円（前期比1.5%増）、営業利益は、1,015百万円（同2.7%減）となりました。

④ 皮革関連事業

靴用革の販売は、紳士用、婦人用ともに需要の回復により堅調に推移しました。一方、ハンドル用革の販売は、生産工程等の改善などによりコストを削減できたものの、中国経済の減速や自動車メーカーの認証不正問題に伴う生産販売の一時停止などの影響もあり苦戦しました。また、利益面では、輸入為替を含めた原材料、資材、運賃及び人件費等のコストアップが影響して大きく減少しました。

この結果、皮革関連事業の売上高は、7,227百万円（前期比4.8%減）、営業利益は、210百万円（同41.5%減）となりました。

⑤ 賃貸・不動産事業

東京都足立区の土地賃貸事業は、大規模商業施設、保育所、フットサルコート、駐車場用地として、大阪府大阪市の土地賃貸事業は、中央区心斎橋における商業施設用地及び浪速区なんばにおける「なんば パークス サウス」（タイの高級ホテル、ライフスタイル型ホテル及びオフィスビル用地）としてそれぞれ有効活用を図っております。

この結果、賃貸・不動産事業の売上高は、1,061百万円（前期比0.0%減）、営業利益は、836百万円（同1.4%減）となりました。

⑥ 食品その他事業

有機穀物は、安定した需要に支えられ好調に推移しました。外食産業向けのイタリア輸入食材についても、輸入為替の影響はあったものの需要の回復が進み好調に推移しました。バイオ関連製品は、国内外製薬会社や民間研究機関を中心に好調に推移した結果、増収増益となりました。

この結果、食品その他事業の売上高は、10,577百万円（前期比12.7%増）、営業利益は、595百万円（同35.4%増）となりました。

(3) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、495百万円となりました。その主なものは、コラーゲン・ケーシング製造設備158百万円、ゼラチン・ペプタイド製造設備35百万円、バイオ・ケミカル事業部製造及び研究設備155百万円、バイオマトリックス研究所研究用設備21百万円などであり、銀行借入及び自己資金で賄いました。なお、設備投資の総額には消費税等は含まれておりません。また、同総額は、有形及び無形固定資産受入ベースの数値であります。

(4) 対処すべき課題

今後の我が国経済の見通しは、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、内需を中心に底堅い成長が続くことが期待されますが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっているほか、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れを通じて個人消費に及ぼす影響などが懸念されます。また、金融資本市場の変動等の影響にも一層注意する必要がある、企業を取り巻く環境は依然として不透明な状況にあります。

このような環境の下で当社グループは、2026年3月期を初年度とする新たな中期経営計画（2026年3月期－2028年3月期）（以下「新中計」という。）を策定しました。新中計では、次の（１）～（３）を基本方針として、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて取り組んでまいります。

- （１）成長事業への注力及び既存事業の収益力向上によるリターンの強化
- （２）新たな資本政策の実施
- （３）新中計を確実に実行するコーポレート・ガバナンス体制への進化

① 各事業における主な課題

・コラーゲン・ケーシング事業

海外販売では、米国通商政策の動向を注視するほか、新たな市場開拓に取り組んでまいります。国内販売では、多様なニーズに対応する少量多品種製造に対応可能な体制の構築を進め、顧客要望に沿った商品の提供に努めてまいります。また、引き続き一層の製造工程の見直し、改良、改善を実施し、製造コストの低減に努め、収益力の安定確保と競争力の向上に取り組んでまいります。

・ゼラチン関連事業

販売価格の改定を段階的に実施したこと、原料価格が低減傾向にあることから収益性が改善しておりますが、競合他社の攻勢も強くなっていることから、今後も継続的にコスト削減に取り組んでまいります。また、供給量増加に向けた海外協力工場との提携強化に取り組むとともに、差別化を図るための機能性やハラル用途等の特定の素材開発などにより、引き続き顧客ニーズに対応した生産体制を構築してまいります。

- ・化粧品関連事業

化粧品等の通信販売市場は一層の競争激化が懸念されます。特徴のあるコンセプトや独自性の高い商品の販売に注力し新規顧客の獲得を目指してまいります。健康食品については、機能性表示やサプリメントに対する消費者の関心や意識に変化が見られる中、信頼性や安心感がより一層求められております。安心・安全な商品提供に引き続き注力するとともに、より丁寧な顧客対応を心がけながら、着実な販売促進に努めてまいります。

- ・皮革関連事業

車輻部門は自動車メーカーの動向に左右され、コストアップなどもあり先行き不透明な状況にありますが、生産工程の見直しや新しい加工技術の確立などに注力し、受注の回復と収益の改善を図ってまいります。靴・袋物部門は、紳士靴・婦人靴ともに売上は改善しているものの、国内の革靴市場は消費者のライフスタイルの変化と生産現場の高齢化に伴い漸減的に減少することが予測されます。当社グループは、業態間口の広さを活かして様々な角度から新規顧客の開拓に取り組むとともに現商流の維持に努めてまいります。

- ・賃貸・不動産事業

東京都足立区の土地賃貸事業「ポンテグランデTOKYO」及び大阪市浪速区の土地賃貸事業「なんば パークス サウス」は順調に推移しております。引き続き、両地区の認知度向上を図り、資産価値の向上と事業収益の最大化に取り組んでまいります。

- ・食品その他事業

有機穀物の貿易部門は、引き続き海外サプライヤーとの関係強化に努め、安定した供給体制の維持に取り組んでまいります。イタリア食材部門は、トレーサビリティを重視したトマトビジネスの拡大に取り組んでまいります。

バイオ関連部門は、今後も持続的な伸長が見込まれる再生医療分野において、生産性向上や品質管理体制の強化などに取り組んでまいります。

② サステナビリティへの取り組み

当社グループは、社会的責任を果たすことが企業継続の基礎であると認識し、法令・諸規程等の遵守に努め、公正かつ適切な経営の実現に取り組んでおります。

当社は、サステナビリティ推進を目的に、代表取締役社長を委員長として「サステナビリティ委員会」を設置しております。同委員会は定期的に活動し、当社のサステナブルな取り組みや、社内への周知を進めております。

今後もコンプライアンスの徹底や、コーポレートガバナンス・コードに基づく経営体制の強化、地球温暖化防止への取り組み、人権への配慮や多様性の確保といった活動を通じて、ステークホルダーの皆様からの信頼と共感を得られるよう努めてまいります。

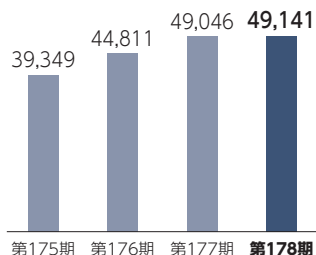
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

項 目 \ 期 別		第175期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第176期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第177期 (2023.4.1～ 2024.3.31)	第178期 (2024.4.1～ 2025.3.31)
売 上 高 (百万円)		39,349	44,811	49,046	49,141
経 常 利 益 (百万円)		1,776	1,553	3,740	3,615
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)		1,144	1,169	2,548	2,457
1株 当たり	当 期 純 利 益 (円)	397.95	406.79	886.04	854.46
	純 資 産 (円)	11,617.32	11,982.71	13,081.12	13,853.40
総 資 産 (百万円)		68,417	69,564	72,394	70,172
純 資 産 (百万円)		33,996	35,077	38,304	40,569

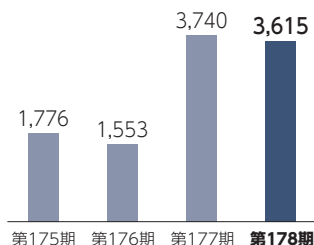
売上高

(百万円)



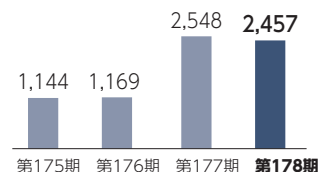
経常利益

(百万円)



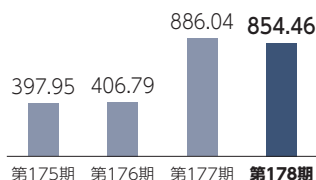
親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



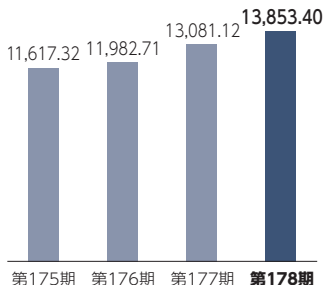
1株当たり当期純利益

(円)



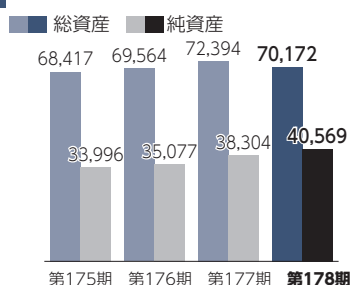
1株当たり純資産

(円)



総資産／純資産

(百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
株式会社ニッピコラーゲン化粧品	450	100.0	化粧品、健康食品の販売
株 式 会 社 ニ ッ ピ ・ フ ジ タ	100	88.5	皮革製品の仕入販売
大 鳳 商 事 株 式 会 社	90	82.1	貿易業

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はございません。

(7) 主要な事業内容

コラーゲン製品、ゼラチン製品、コラーゲン化粧品、皮革製品、健康食品等の製造販売を
主な内容とし、貿易関連、不動産管理その他の事業活動を展開しております。

コラーゲン製品：ソーセージ用コラーゲン・ケーシング、化粧品用コラーゲン等

ゼラチン製品：医薬用・食品用・写真用・工業用ゼラチン及びコラーゲンペプチド等

化粧品・健康食品：コラーゲンを主成分とした化粧品、健康食品等

皮 革 製 品：車輛用革、靴製品等

賃 貸 ・ 不 動 産：社有不動産の賃貸

食 品 そ の 他：食材、有機農産物等の食品、BSE検査キット、
バイオ製品(iMatrixシリーズ等)、化成品(Vフォーム)、
リンカー製品(塗装用マスキングフィルム等)等

(8) 主要な事業所、営業所及び工場

株式会社ニッピ	本 店	東京都足立区
	研 究 所	茨城県取手市
	工 場	静岡県富士宮市（3 拠点）
株式会社ニッピコラーゲン化粧品(子会社)	本 店	東京都足立区
大鳳商事株式会社(子会社)	本 店	東京都中央区
株式会社ニッピ・フジタ(子会社)	本 店	東京都台東区

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
640名	13名増

(注) 上記従業員数には、臨時従業員186名(嘱託社員、パートタイマー、派遣社員)は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 子	372名	13名増	39.9歳	16.6年
女 子	115名	7名増	34.7歳	10.9年
合計又は平均	487名	20名増	38.7歳	15.2年

(注) 上記従業員数には、出向社員16名を含んでおります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	2,597
株式会社三菱UFJ銀行	2,314
株式会社三井住友銀行	1,289
株式会社商工組合中央金庫	844
みずほ信託銀行株式会社	825

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	11,550,000株
(2) 発行済株式の総数	2,875,724株（自己株式13,276株を除く）
(3) 株主数	3,543名
(4) 大株主	

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社リーガルコーポレーション	415	14.45
大成建設株式会社	222	7.74
中央建物株式会社	116	4.05
東京建物株式会社	100	3.48
石橋拓朗	96	3.36
内藤征吾	84	2.95
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	74	2.60
株式会社みずほ銀行	69	2.43
みずほ信託銀行株式会社	60	2.09
特種東海製紙株式会社	50	1.74

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会 長	伊 藤 隆 男	大鳳商事株式会社代表取締役社長 大倉フーズ株式会社代表取締役会長 ニッピ都市開発株式会社代表取締役会長 日本皮革株式会社代表取締役 中央建物株式会社社外取締役
代表取締役 社 長	伊 藤 裕 子	一般財団法人日本皮革研究所理事長
取 締 役	井 上 善 之	経理部長、皮革事業部・財務部門・関係会社担当 株式会社ニッピ・フジタ代表取締役社長 日皮（上海）貿易有限公司董事長
取 締 役	深 澤 幸 洋	コラーゲン・ケーシング営業部長、コラーゲン事業部担当
取 締 役	野 村 聡	バイオ・ケミカル事業部・バイオマトリックス研究所担当
取 締 役	佐 野 武 彦	ゼラチン事業部担当 NIPPI COLLAGEN NA INC.取締役社長
取 締 役	宮 脇 幹 太	経営企画室長、知財総括管理責任者、総務部・労務人事部担当、 バイオマトリックス研究所担当役員補佐
取 締 役	村 上 勝 彦	東京経済大学名誉教授 公益財団法人大倉文化財団理事長
常勤監査役	伊 藤 政 人	
監 査 役	大 倉 喜 彦	中央建物株式会社代表取締役会長兼社長 株式会社ホテルオークラ取締役会長
監 査 役	福 田 秀 明	
監 査 役	金 井 克 行	株式会社街サポート代表取締役

- (注) 1. 金井克行氏は、2024年6月26日開催の第177回定時株主総会において監査役に新たに選任され就任いたしました。
2. 吉田安氏は、2024年6月26日開催の第177回定時株主総会終結の時をもって辞任により常勤監査役を退任いたしました。
3. 取締役村上勝彦氏は、社外取締役であります。
4. 監査役のうち、大倉喜彦、福田秀明、金井克行の3氏は、社外監査役であります。
5. 取締役村上勝彦、監査役大倉喜彦、福田秀明、金井克行の4氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役村上勝彦氏、社外監査役大倉喜彦氏、福田秀明氏、金井克行氏、監査役伊藤政人氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は優れた人材の確保及び職務執行の萎縮の防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、以下の内容を概要として保険会社との間で締結しております。

① 被保険者の範囲

当社の取締役及び監査役全員

② 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

③ 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も含め、被保険者である役員等が職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を取締役会決議により定めており、その内容は以下のとおりです。

a 基本方針

- ・各役員の役割及び責任に応じた報酬体系を整備し運用することにより、ステークホルダーに対し透明性と公平性を確保します。
- ・業務を執行する役員の業績向上意欲を高め、中長期的な企業価値の向上に資することにより、ステークホルダーと利益を共有するものとします。
- ・報酬体系とその水準は、当社の業績を基本とし、経済情勢等を勘案して見直しを行います。

b 報酬体系

取締役の報酬は、月次で支給する基本報酬と短期の会社業績に連動する短期業績連動報酬、退任時に支給する退職慰労金で構成しております。なお、年間の報酬を100としたとき、基本報酬と短期業績連動報酬はおおむね75：25を基準とします。

・基本報酬

内規に基づき、各取締役の職責や役位、在位に応じて月次で金銭支給します。

- ・短期業績連動報酬（賞与）

短期業績連動報酬の額の算定基礎として選定した業績指標の内容は、連結及び単体の売上高、経常利益、当期純利益等であり、事業環境等の外的要因を含め総合的に評価を行います。また、当該業績指標を選定した理由は事業の成績等を表す指標であり、取締役の業績向上意欲を高めるためには重要な指標であると認識しているためであります。短期業績連動報酬の額の算定方法は、業績指標に対する評価に連動し、各取締役の業績への貢献度等を加味して7月、12月に金銭支給します。なお、当事業年度の業績指標は、連結損益計算書及び損益計算書に記載のとおりです。

- ・退職慰労金

内規に基づき在任期間、役位に応じた基準額に、在任期間にわたる当社業績に対する貢献度を加味し、株主総会にて支給を決定し退任時に金銭支給します。

※社外取締役は業務執行から独立した立場で監督・助言を行うため、短期業績連動報酬とはなじまないため、今後は固定報酬のみとすることを検討してまいります。

- c 報酬決定の手続き

- ・取締役の報酬は、取締役会で連結及び単体の業績指標等を対計画・対前年度、経営環境等の観点から分析、評価し基準を確定したのち、取締役会から委任された代表取締役社長が、第160回定時株主総会で承認された総額の範囲内で決定します。
- ・監査役の報酬は、第160回定時株主総会で承認された総額の範囲内で、監査役の協議に基づき決定します。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第160回定時株主総会において、年額2億5千万円以内（うち、社外取締役年額1千万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は8名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第160回定時株主総会において、年額5千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長伊藤裕子が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は内規に基づき算定された基本報酬に対し、各取締役の業績に応じた貢献度を評価し最終の報酬を決定します。

これらの権限を委任した理由は、個人別の業績に応じた貢献度の評価を行うには、取締役会場ではなじまないと判断しております。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、評価基準の決定を行っており最終の報酬決定に対し、内規から逸脱していないかの監督をする等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬額の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	204 (6)	133 (4)	42 (0)	29 (0)	8 (1)
監査役 (うち社外監査役)	53 (17)	33 (15)	— (—)	19 (2)	5 (3)
合計 (うち社外役員)	258 (23)	166 (19)	42 (0)	49 (3)	13 (4)

- (注) 1. 上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額が含まれております。
3. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
4. 上記報酬額のほか、2024年6月26日開催の第177回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任監査役1名に対し40百万円を支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 村上勝彦氏

- ア. 重要な兼職先と当社との関係
公益財団法人大倉文化財団の理事長であります。同法人は当社の株主であるほか特別の利害関係はございません。
- イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はございません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に17回開催された取締役会の全てに出席し、経済学の専門家、学校法人の経営者として培ってこられた高い見識と豊富な経験から、議案の審議に必要な意見を述べられました。
- エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
各議案の審議に対する意見を独立性をもった客観的な立場から述べられたほか、取締役の業務執行について、その妥当性や適正等の監督に努められました。

② 監査役 大倉喜彦氏

- ア. 重要な兼職先と当社との関係
中央建物株式会社の代表取締役社長であります。同社は当社の株主であるほか特別の利害関係はございません。なお、当社代表取締役会長伊藤隆男氏は、同社の社外取締役を兼務しております。
株式会社ホテルオークラの取締役会長であります。同社は当社の株主であるほか特別の利害関係はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はございません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に17回開催された取締役会、7回開催された監査役会の全てに出席し、会社経営の豊富な経験と幅広い見識から、議案の審議に必要な意見を述べられました。

③ 監査役 福田秀明氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はございません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に17回開催された取締役会、7回開催された監査役会の全てに出席し、財務、経理等の豊富な知識・経験と幅広い見識から、議案の審議に必要な意見を述べられました。

④ 監査役 金井克行氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社街サポートの代表取締役であります。同社と当社との間に特別の利害関係はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はございません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回中13回、監査役会7回中6回に出席し、組織運営及びコンプライアンスに関する幅広い見識から、議案の審議に必要な意見を述べられました。なお、出席回数は、2024年6月26日就任後の状況を記載しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
② 当事業年度に係る非監査業務に基づく報酬額	一百万円
③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの報告聴取や関連資料の入手等を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務(非監査業務)を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社及び当社子会社が、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項及びその運用状況の概要は次のとおりであります。

当社グループは、「優れた製品・サービスによって社会に貢献し、人々のより良い暮らしを創造する」ことを経営理念としています。

当社グループはこの経営理念を実現するために、次の基本方針に取り組みます。

- ① 長年培った技術開発力をベースに、「お客様ニーズ」に合致する高品質の製品を提供し、「顧客満足度」を高めることで、中長期的成長の持続を目指します。
- ② 社会的責任を果たすことが企業継続の基礎と認識し、法令・諸規定等の遵守に努め、公正かつ適切な経営の実現を図ります。
- ③ 意思決定プロセスの明確化と意思決定の迅速化に努めます。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行すべく、リスクマネジメント委員会が取締役及び使用人に対するコンプライアンス体制の強化を図る。また、リスクマネジメント委員会は業務全般に関して法令・定款及び社内規程等の遵守状況を定期的に取り締役会及び監査役に報告する。
- ② 法令上疑義のある行為等が報告された場合、取締役会は報告された事実に対する調査を行い適切な対策を講じるとともに、その内容を当社グループ全体に周知徹底する。
- ③ リスクマネジメント委員会は、企業倫理規範及びコンプライアンス体制に係る規程として制定した、当社企業グループ共通の「私たちの行動規準」の周知徹底のため、当社グループ内におけるコンプライアンスの教育・啓発に努める。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役又は使用人の職務執行に係る重要な決定事項、議事録並びに情報等は、文書又は電磁的媒体に記録し、文書管理規程に従い、適切に保存し管理する。
- ② 取締役及び監査役は常時これを閲覧できる体制をとる。

(3) 当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門長が行い、適宜リスクマネジメント委員会に報告し、リスクマネジメント委員会が、組織横断的リスク状況の把握、分析、監視を行い、リスクの未然防止を図る。
- ② 取締役会は、大地震、大規模災害その他事業を継続する上での有事に際しては、代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」が迅速に機能する態勢を整備する。
- ③ 安全・衛生、環境、防火・防災、犯罪等リスクを専管する組織として「安全衛生委員会」を定期的に行い、課題の把握、対応策の確認並びに全社への情報伝達を行う。ま

た、リスク度の高い案件についてはリスクマネジメント委員会へ報告を行う。

- ④ 法令違反その他の事由により損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、又は、経営に重大な影響を及ぼす案件が発生した場合には、管理部門掌管役員を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、適切に対処を図る。

(4) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程に基づき、必要な決定と業務の執行を行う。
- ② 取締役会の意思決定の妥当性と客観性を高めるため、社外取締役を置く。
- ③ 取締役・執行役員を構成員とする経営会議を定期的に行い、取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ④ 業務の運営については、中長期経営計画及び経営計画に基づく年度予算を策定し、全社的業績目標と予算の設定を行う。各部門においては、その目標を達成するための具体策を立案し実行する。また、その結果については、毎月の経営会議で報告フォローする。
- ⑤ 日常の業務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限委譲がなされ、各部門・レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

(5) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役会は、社会的責任を果たしていく上で不可欠なコンプライアンス意識を、当社グループ共通のものとするため、「私たちの行動規準」の周知徹底を図ることに加え、当社グループの企業集団として業務の適正と効率性を確保するため、グループ各社より、適宜、取締役会議事録等の経営資料の徴求及び営業成績、財務状況その他重要な情報について、定期的に報告を受ける等、経営状況の把握を行うとともに、経営管理及び内部統制に関する指導・助言の充実に努める。
- ② 当社グループのセグメント別事業に関し責任を負う取締役を任命し、グループ会社を含め、法令遵守、リスク管理体制を構築する権限と責任を付与し、報告を求めるなど、これらを横断的に統括推進する。
- ③ 当社は、子会社の自主性を尊重するとともに毎月定期的に行われる経営会議で、重要案件についての協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保するものとする。
- ④ 子会社において、法令等に違反又はその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに当社のリスクマネジメント委員会に報告する体制を構築する。
- ⑤ 外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制を構築する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会はその具体

的人選等につき監査役と協議の上、当該使用人を配置する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ① 監査役を補助すべき使用人の職務執行については、取締役等の指揮命令からの独立性を確保し、また、同使用人の人事に関する事項については、監査役の意見を尊重する。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役より受けたその監査役の職務に必要な範囲内において、取締役、他の使用人の指揮命令は受けないこととする。

(8) 当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ① 当社及び当社グループの取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、又はその恐れのある事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス及びリスク管理状況等を随時報告する。
- ② 監査役に対し、前項に定める報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることがないように取り組むこととする。
- ③ 常勤監査役は、取締役会、経営会議等重要会議に全て出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類等の閲覧、業務執行状況の聴取等を随時行い、取締役の職務執行監視体制を確保する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、監査役会が定める監査役規則、監査役監査基準等に基づき独立性と透明性を確保しつつ、経営監視体制とコーポレートガバナンスの強化を図る。
- ② 監査役は業務監査室等と適宜、意見交換を行い、監査機能の有効性、効率性を高めるため、相互に連携を行う。
- ③ 監査役は当社の会計監査人と随時情報交換を行い、相互補完と連携を強化する。
- ④ 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告の信頼性と適正性を確保し、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し運用する体制を構築、維持する。

代表取締役社長並びに取締役会は財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有しており、その整備状況及び運用状況を継続的に評価し、必要な是正を行う。そのため、代表取締役社長が直轄する業務監査室が内部監査を実施し代表取締役社長並びに取締役会に報告する。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の主な運用状況は次のとおりです。

① コンプライアンスに対する取り組み

当社は、取締役及び使用人が法令及び定款に従って行動するよう「私たちの行動規準」をはじめとした社内規程の周知を図っております。また、当社及びグループ会社を対象として、「内部通報に関する規程」を定め、内部通報体制を構築しております。通報先として、リスクマネジメント委員会、外部顧問弁護士、監査役会等に窓口を設置し、運用しております。「私たちの行動規準」「内部通報制度」に関する小冊子を作成し、従業員等の入社時に配布・教育を行い、一人一人に対し周知の徹底を図りコンプライアンスの浸透、強化に取り組みました。

② 職務執行の適正性や効率性

取締役会は社外取締役1名を含む取締役8名で構成されております。当事業年度において取締役会を17回開催し、会社の重要事項について法令及び定款に基づき審議、決定しています。また、当社役員及びグループ各社取締役、各部門の長による経営会議を12回開催して、各議案・報告について審議し、業務の執行状況の監督を行っており、取締役の相互監視機能の強化を図っております。

当社は、取締役又は使用人の職務執行に係る重要な決定事項の議事録（株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録等）並びに情報を法令及び文書管理規程に則り保存期間を設定し、適切に保存しております。

③ リスク管理体制

突発的な自然災害や感染症拡大といった非常事態でも事業が継続できるよう、リスクマネジメント委員会では、既存の事業継続計画を抜本的に見直し、新たな計画として事業継続計画を整備しました。併せて全従業員向けの緊急時の連絡体制を再整備しました。今後は、事業継続計画を定期的に見直し、より業務に即した緊急時体制を整えてまいります。また、リスク管理の観点より各種法改正に伴う当社の対応方針や、サプリメントを摂取した人が健康被害を訴えた他社例など国内外で発生した諸問題に対する当社への影響の評価、対応方針などについての検討を行うとともに、労務人事部と連携し各種ハラスメントに関する従業員等への教育・啓蒙に注力しました。

④ 業務の適正の確保

業務の適正については、業務監査室が「内部監査計画」に基づき監査を行っており、改善が必要な場合には適宜、指摘を行っております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社の株主の在り方は、市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買収行為がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為や買付け提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらす恐れのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付け提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大量買付等を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

(ア) 企業価値向上への取り組み

当社は、1907年（明治40年）に皮革生産の国産化を促進し、皮革の国内自給体制の確保を目的に設立され、その後、皮革産業を通じて日本経済の進展と国民生活の質の向上に寄与してまいりました。

また、当社は、長年の生産過程で培われた様々なノウハウと業界をリードしてきた研究開発技術を基に、ゼラチン関連事業、コラーゲン・ケーシング事業、化粧品関連事業等を立ち上げ、時代の変遷とともに、皮革関連事業中心の経営からの脱却を図り、事業のイノベーションに挑戦してまいりました。

当社グループでは、現在、コラーゲン・ケーシング事業、ゼラチン関連事業、化粧品関連事業、皮革関連事業、賃貸・不動産事業、バイオ関連を含む食品その他事業のセグメントから構成されており、事業の柱となっております。当社を取り巻く経営環境が変化する中、当社では3つの基本方針「成長と健全性の両立」「収益基盤の改革」「人材育成」からなる中期経営計画を策定しております。その中で「収益基盤の改革」の具体的な例として、既存事業の収益力を強化しつつ、成長領域である健康・医療関連分野に注力し、バイオ関連事業及び

ゼラチン関連事業の伸長に取り組んでおります。これらの取り組みを通じて、持続的な成長と企業価値の最大化を目指してまいります。

(イ) コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化

当社はコーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つと認識しており、健全かつ透明性の高い経営体制の確保並びに経営の意思決定の迅速化と効率化に努め、株主をはじめ全てのステークホルダーにとっての企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制づくりに取り組んでおります。

また、当社は企業の社会的責任の重要性を認識し、その責任を果たすためにも、コンプライアンスに関する倫理規範として「私たちの行動規準」を定め、周知徹底を図りコンプライアンス体制の強化を推し進めてまいります。

(3) 「当社株式の大量買付行為への対応策」(以下「本プラン」という。)の内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み)

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、2024年6月26日開催の当社第177回定時株主総会において、株主の皆様からご承認いただき本プランを継続導入しております。

本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト掲載の「IRニュース」の「当社株式の大量買付行為への対応方針の継続について」(2024年5月23日付)のお知らせをご参照ください。

(アドレス <https://www.nippi-inc.co.jp/ir/info/>)

(4) 本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

(ア) 買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)及び経済産業省に設置された公正な買収の在り方に関する研究会が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の定める3つの原則(企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則)を充足しており、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(イ) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・継続されていること
本プランは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・継続したものです。

(ウ) 株主意思を反映するものであること
本プランの継続は、本株主総会における株主の皆様のご承認をもって発効することとしており、その継続について株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。さらに、本プランでは、大量買付者が大量買付ルールを遵守する場合、当社取締役会が本プランに基づいて対抗措置を発動することができる場面を、株主総会において対抗措置発動の決議がされた場合に限定しております。また、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合であっても、当社取締役会が本プランに基づいて対抗措置を発動する際には、原則として、株主総会において対抗措置発動の決議を経ることとしております。その意味で、対抗措置の発動の適否の判断に際しても、株主の皆様のご意思が直接的に反映される設計としております。

(エ) 独立性の高い社外者の判断の重視
本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(オ) デッドハンド型及びスローハンド型の対応方針ではないこと
本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない対応方針）ではありません。また、当社は取締役の任期を2年としておりますが、期差任期制を採用しておらず、いわゆるスローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科 目	金 額 (百万円)	科 目	金 額 (百万円)
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	27,574	流 動 負 債	14,692
現金及び預金	8,933	支払手形及び買掛金	6,742
受取手形及び売掛金	8,482	短期借入金	949
商品及び製品	8,053	1年内返済予定の長期借入金	3,463
仕掛品	723	リース債務	21
材料及び貯蔵品	890	未払法人税等	747
未収消費税	60	未払消費税	39
その他の倒引当金	488	賞与引当金	562
△57		役員賞与引当金	41
固 定 資 産	42,596	そ の 他	2,123
有形固定資産	36,912	固 定 負 債	14,910
建物及び構築物	6,772	社 債	100
機械装置及び運搬具	977	長期借入金	6,060
土地	28,522	長期未払金	39
リース資産	69	リース債務	53
建設仮勘定	362	繰延税金負債	1,912
その他の固定資産	208	再評価に係る繰延税金負債	3,752
無形固定資産	209	役員退職慰労引当金	562
その他の資産	209	退職給付に係る負債	2,009
投資その他の資産	5,474	資産除去債務	6
投資有価証券	4,789	そ の 他	412
長期貸付金	0	負 債 合 計	29,603
繰延税金資産	133	(純 資 産 の 部)	
破産更生債権等	3	株 主 資 本	29,760
退職給付に係る資産	208	資 本 金	4,404
その他の倒引当金	377	資 本 剰 余 金	1,930
△37		利 益 剰 余 金	23,466
繰 延 資 産	1	自 己 株 式	△40
社 債 発 行 費	1	その他の包括利益累計額	10,077
		その他有価証券評価差額金	1,456
		繰延ヘッジ損益	12
		土地再評価差額金	7,750
		為替換算調整勘定	700
		退職給付に係る調整累計額	157
		非 支 配 株 主 持 分	730
資 産 合 計	70,172	純 資 産 合 計	40,569
		負債及び純資産合計	70,172

連結損益計算書

(自 2024年4月1日
至 2025年3月31日)

科 目		金 額 (百万円)
売上 売上 販売 営業 営業 受 受 持 雑 営 営 経 特 特 税 法 法 当 親	売上	49,141
	売上	35,967
	総利	13,174
	一般管理費	9,546
営業 営業 受 受 持 雑 営 営 経 特 特 税 法 法 当 親	営業外	3,627
	取配当	19
	取配当	134
	取配当	28
営業 営業 受 受 持 雑 営 営 経 特 特 税 法 法 当 親	営業外	33
	営業外	130
	営業外	21
	営業外	54
営業 営業 受 受 持 雑 営 営 経 特 特 税 法 法 当 親	営業外	12
	営業外	8
	営業外	227
	営業外	3,615
営業 営業 受 受 持 雑 営 営 経 特 特 税 法 法 当 親	営業外	0
	営業外	69
	営業外	2
	営業外	4
営業 営業 受 受 持 雑 営 営 経 特 特 税 法 法 当 親	営業外	3
	営業外	4
	営業外	8
	営業外	3,683
営業 営業 受 受 持 雑 営 営 経 特 特 税 法 法 当 親	営業外	1,229
	営業外	△63
	営業外	1,166
	営業外	2,517
営業 営業 受 受 持 雑 営 営 経 特 特 税 法 法 当 親	営業外	59
	営業外	2,457
	営業外	
	営業外	

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,404	1,930	21,641	△39	27,936
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△632		△632
親会社株主に帰属する当期純利益			2,457		2,457
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	1,824	△0	1,823
当 期 末 残 高	4,404	1,930	23,466	△40	29,760

	その他の包括利益累計額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,204	63	7,858	550	6	9,682	684	38,304
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△632
親会社株主に帰属する当期純利益								2,457
自 己 株 式 の 取 得								△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	252	△50	△107	150	150	395	46	441
当 期 変 動 額 合 計	252	△50	△107	150	150	395	46	2,265
当 期 末 残 高	1,456	12	7,750	700	157	10,077	730	40,569

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科 目	金 額 (百万円)	科 目	金 額 (百万円)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,573	流動負債	10,777
現金及び預金	3,645	支払手形	3,348
受取手形	629	買掛金	1,103
電子記録債権	372	短期借入金	550
売掛金	4,532	1年内返済予定の長期借入金	3,138
商品及び製品	4,523	未払金	222
仕掛品	654	未払法人税等	483
材料及び貯蔵品	837	賞与引当金	410
未収消費税等	44	役員賞与引当金	19
その他の貸倒引当金	350	固定負債	1,501
固定資産	42,310	長期借入金	13,743
有形固定資産	35,997	長期未払金	5,314
建物及び構築物	6,203	繰延税金負債	39
機械装置及び運搬具	893	繰延税金負債	1,762
土地	28,302	再評価に係る繰延税金負債	3,752
建設仮勘定	362	退職給付引当金	1,910
その他の固定資産	234	役員退職慰労引当金	288
無形固定資産	30	その他の負債	676
投資その他の資産	6,283	負債合計	24,520
投資有価証券	4,350	(純資産の部)	
関係会社株式	906	株主資本	24,164
関係会社出資金	933	資本	4,404
前払金の費用	41	資本剰余金	1,186
貸倒引当金	87	資本準備金	1,186
	△34	利益剰余金	18,613
		利益準備金	165
		その他利益剰余金	18,448
		買換資産圧縮積立金	1,529
		別途積立金	806
		繰越利益剰余金	16,113
		自己株式	△40
		評価・換算差額等	9,198
		その他有価証券評価差額金	1,447
		土地再評価差額金	7,750
資産合計	57,883	純資産合計	33,362
		負債及び純資産合計	57,883

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

— 42 —

株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金							
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 買換資産 圧縮積立金	別 途 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	4,404	1,186	1,186	165	1,549	806	14,884	17,405	△39	22,956	
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当							△632	△632		△632	
当 期 純 利 益							1,840	1,840		1,840	
税率変更による 積立金の調整額					△20		20	－		－	
自己株式の取得									△0	△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	－	－	－	－	△20	－	1,228	1,208	△0	1,207	
当 期 末 残 高	4,404	1,186	1,186	165	1,529	806	16,113	18,613	△40	24,164	
	評 価 ・ 換 算 差 額 等								純 資 産 合 計		
	その他有価証券 評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計						
当 期 首 残 高	1,195	－	7,858	9,053	32,010						
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当					△632						
当 期 純 利 益					1,840						
税率変更による 積立金の調整額					－						
自己株式の取得					△0						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	252		△107	144	144						
当期変動額合計	252	－	△107	144	1,352						
当 期 末 残 高	1,447	－	7,750	9,198	33,362						

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社ニッピ
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 藤 本 幸 宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 毅 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニッピの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニッピ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社ニッピ
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 藤 本 幸 宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 毅 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッピの2024年4月1日から2025年3月31日までの第178期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第178期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 財務報告に係る内部統制については、内部監査部門、会計監査人と適切な連携を図り取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの運用に関しては継続的に改善が図られていることを確認しており、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社ニッピ 監査役会

常 勤 監 査 役 伊 藤 政 人 ㊞

社 外 監 査 役 大 倉 喜 彦 ㊞

社 外 監 査 役 福 田 秀 明 ㊞

社 外 監 査 役 金 井 克 行 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場

東京都足立区千住緑町一丁目1番1号

当社本店 1 階ホール

電話 03-3888-5111 (代表)

来場に当たりサポートが必要な方は、事前にお電話でご連絡ください。

交 通

京成本線 千住大橋駅 徒歩6分

(駐車場が手狭なため、お車でのご来場はご遠慮願います。)



UD FONT